

編著

**『生きる』教育で  
変わる未来**

学校を子どもたちの「心の安全基地」に

貧困 自己肯定感の低さ トロウマ  
虐待 ネグレクト デートDV ヤングケアラー 暴力  
支配と依存 アタッチメント形成不全

公教育だからこそ、子どもたちの抱える困難に立ち向かわなければ。  
**教師たちの  
熱い挑戦が始まった――**

日本標準

**『生きる』教育**

自己肯定感を高め、自分と相手を大切にする方法を学ぶ

「心の傷」がもたらす「荒れ」を乗り越える!  
子どもたちの今を輝かせ 来未への橋をまく  
「生きる」教育10のプログラム

10年間の学校再生の実践に学ぶ

**心を育てる  
国語科教育**

スコア・シートで学びを深めよう

読解と対話を誘ぐ「ことば」と「心」  
子どもたちの実態が把握、問題を聞き  
学ぶこと、大人との育びを保障する

10年間の学校再生の実践に学ぶ

◎編・著・執筆

\* 1 \*
\* 2 \*
\* 3 \*

**『生きる』教育  
全学習指導案集**

「生きる」教育と「心の安全基地」を連携する  
学びの循環プログラム

学校を子どもたちの「心の安全基地」に  
進化し続ける授業づくり

10年間の学校再生の実践に学ぶ

**子どもたちの  
今を輝かせる  
学校づくり**

トライアル・インフォード・エデュケーション

「安全・安心・愛情」を保障する  
能力を「ことば」に更大  
生い立ちを「拂り」にする子どもたちを育てる  
10年間の学校再生の実践に学ぶ

**子ども若者の  
権利と  
学び・学校**

子ども若者の  
権利と政策  
3

「教育への権利」を、  
子ども若者の権利  
とするために

子ども若者の  
権利と政策  
3

「教育への権利」を、  
子ども若者の権利  
とするために

まず、提言の表題テーマは、「『生きる教育』で変わる未来」～学校を子どもたちの「心の安全基地」に～です。このテーマは、私が、編集、著作、執筆に参加して作った本の、最新版、今日話す取り組みのまとめとして書かれた、画面左の本のタイトルからつけています。右上の、4巻シリーズは、とり組内容ごと、3巻「子どもたちの今を輝かせる学校づくり」の生活指導や特別活動、2巻「心を育てる国語科教育」の国語・図書館教育、1巻「『生きる』教育」と4巻の、その指導案集となっています。実際の取り組みの順番通り、3巻2巻1巻の順で紹介させてもらいます。これらの5冊の出版は、2021年3月に生野南小学校の公開授業に参加され、2012年度15回授業を見にこられた、京都大学大学院教育学研究科教授の西岡加名恵先生のご提案で出版されることになりました。

右下の「子ども若者の権利と学び・学校」は、2022年4月に内閣官房「子ども家庭庁設置法案等準備室」のヒアリングに呼ばれたときに、同席されていた、内閣府政府委員、日本大学教授末富芳先生から声を掛けられ、巻頭第1章の「子どもの権利を守り・最善の利益をもたらす「『生きる』教育」～子どもの権利を守る学校運営・カリキュラムとは～を書かせていただいています。

1

## ■目次

1. はじめに「本日のテーマ」について
2. 南市岡小学校の現状
3. 「『生きる』教育」
4. 心を育てる国語・図書館教育
5. 繁密な生活指導
6. おわりに

では、本日の発表の流れを説明します。はじめに1の「本日のテーマ」についてです。その後、2の南市岡小学校の現状、そして、先ほど説明した、本の出版の順で、3「『生きる』教育」、4「心を育てる国語・図書館教育」、5「繁密な生活指導」の順に話をさせていただきます。

# I. はじめに

## (1) 「『生きる』教育」とはなにか

- ・「『生きる』教育」：子どもたちが直面する「人生の困難」を解決するために必要な知識を習得し、友だちと真剣に話し合うことで安全な価値観を育むことをめざす教育。子どもたちにとって一番身近であり、心の傷に直結しやすいテーマをも授業の舞台にのせ、社会問題として捉えなおすとともに、授業の力で子どもたち相互にエンパワメントを生み出し、個のレジリエンスへつなげることをめざしている。

（西澤哲・西岡加名恵監修『『生きる』教育——自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学ぶ』日本標準、2022年）

### 「生き方」を教える他のアプローチ

- ・ 道徳：  
徳目主義の問題点 → 「考え、議論する道徳」「自主、自律、自由と責任」「希望と勇気、克己と強い意志」「思いやり、感謝」「相互理解、寛容」「遵法精神、公徳心」「家族愛、家庭生活の充実」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」など、毎年22項目
- ・ 生活綴方  
(作文による自己表現と集団での交流)
- ・ 生活指導(集団づくりを通した自治の指導)

### 「『生きる』教育」

- 子どもたちの「認識」へのアプローチ
- ・ 徹底した教材研究  
(法学、医学、心理学、福祉学…)
  - ・ 子どもたちに獲得させたい理解を目標として明確化
  - ・ 効果的な指導方法の開発  
(ハンドズオン、マインドオン)

ではまず、「生きる教育」からです。「『生きる』教育」とは：子どもたちが直面する「人生の困難」を解決するために必要な知識を習得し、友だちと真剣に話し合うことで安全な価値観を育むことをめざす教育です。子どもたちにとって一番身近であり、心の傷に直結しやすいテーマをも授業の舞台にのせ、社会問題として捉えなおすとともに、授業の力で子どもたち相互にエンパワメントを生み出し、個のレジリエンスへつなげることをめざす教育。と定義しています。

下の図は、西岡教授がよくつかわれている説明です。徹底した教材研究(法学、医学、心理学、福祉学….)子どもたちに獲得させたい理解を目標として明確化。効果的な指導方法の開発(ハンドズオン、マインドオン)つまり体験と探求がセットになっている。などとご紹介していただいています。

生野南小学校では、校区内に児童養護施設があり、生い立ちや愛着に課題を抱える児童の低い自己肯定感や漠然とした不安へのアプローチとして、行っていたプログラムを「生きるの生の字を書いて生教育と呼んでいたのですが、部首がりっしんべんの性教育と混同するので、2016年度ころから「『生きる』教育」と呼び始めました。

丁度この年度末に、大阪市は、「子どもの生活に関する実態調査」を行い、若年出産世帯に貧困リスクが高いことを明らかにしていましたが、2018年度には、大阪市教育委員会が、生きる力を育む「性に関する指導(性・生教育)りっしんべんの性と生きるの生です。を大阪市立の小・中・高で実施するとしました。

その時出された手引き書に、生野南小学校で、「『生きる』教育」としていた6学年分のプログラムすべてが、扱うことができる単元、主題、テーマ例「提供校」生野南小学校」として掲載されました。

(2) 令和7年度 南市岡小学校 生きる力を育む「性に関する指導(性・生教育)」年間指導・実施計画

◇南市岡小学校版「『生きる』教育」○【提供校】生野南小学校★文部科学省「生命(いのち)の安全教育」大阪市普及展開拠点校普及展開内容

| 学年 | 内容   | 教科領域 | 単元・主題・テーマ                        | 学年 | 内容   | 教科領域 | 単元・主題・テーマ                          |
|----|------|------|----------------------------------|----|------|------|------------------------------------|
| 1年 | 命    | 生活科  | もうすぐ2年生                          | 4年 | 命    | 保健体育 | からだの成長について考えよう                     |
|    | 家族   | 生活科  | ◇○★ たいせつな こころと体<br>～プライベートゾーン～   |    | 家族   | 道徳   | 家族の一員として                           |
|    | キャリア | 道徳   | みんなのために<br>「120てんのそうじ」           |    | キャリア | 特別活動 | ◇○ 10歳のハローワーク<br>～LSWの視点から～        |
| 2年 | 命    | 特別活動 | ◇★ 人との距離感って？                     | 5年 | 命    | 特別活動 | ◇ SNSについて考えよう<br>スマホを使ったコミュニケーション  |
|    | 家族   | 生活科  | ◇○ むかしはみんな赤ちゃん<br>だった～命のルーツをたどる～ |    | 家族   | 家庭科  | 毎日の生活を見つめよう<br>レッツトライ! 生活の課題と実せん   |
|    | キャリア | 道徳   | 森のゆうびんやさん                        |    | キャリア | 道徳   | 働くということ<br>「父の仕事」                  |
| 3年 | 命    | 特別活動 | ◇○★ 子どもの権利条約を知ろう                 | 6年 | 命    | 特別活動 | ◇○★ デートDV 愛？支配？<br>～パートナーシップの視点から～ |
|    | 家族   | 道徳   | 家族だから<br>「お母さんのせいきゅう書」           |    | 家族   | 家庭科  | 生活時間をマネジメント                        |
|    | キャリア | 道徳   | 仕事のやりがい<br>「水族館ではたらく」            |    | キャリア | 道徳   | ウイルスとの戦い<br>ー父にエールをー               |

その、生きる力を育む「性に関する指導」年間指導・実施計画、本年度、本校のものがこれです。大阪市立の小・中学校全てが各校で作成して、市教委指導部保健体育担当に提出しています。この青塗りひし形印が南市岡小学校版「生きる教育」で、5年生の他は、ほぼ生野南小学校のプログラムを基にしています。内容は、後ほど説明します。

そして、★印1.2.3.6年生の授業は、文部科学省「命の安全教育」大阪市普及展開拠点校の本校が、市教委指導部保健体育担当から、普及展開内容とされた授業です。そもそも、「生命の安全教育」モデル事業が始まった、2021年の前年に文部科学省から生野南小学校にヒアリングがあり、蓄積していた「『生きる』教育」の資料を全て渡しています。ですので、1年生と6年生の教材は、文科省の教材とよく似ています。

こうやって見ると。全てを取り込んでうまく収まっていると思います。道徳とも喧嘩していません。ちなみに、先週の普及展開拠点校連絡会で、担当者より今年度の大阪市立校園の「生命の安全教育」実施校が、幼稚園51/51小学校257/284中学校110/131と聞きました。全国では、まだ3割程度の実施率とのことでした。



## ●「『生きる』教育の一場面

### 小4 ライフストーリーワーク (LSW)

ハルト「最近困っていることはありませんか？」

ケンタ「最近困っていることは、友達関係に困っています。仲よくなりたいけど、ついついいらんことを言ってしまって困っています。」

ハルト「そっかあ。【考え込む】まあそうやなあ。その相手が嫌がることをなんとか言わんくすればいいけど、それがなかなかできへんの？」

ケンタ「そうそう。」

ハルト「結論なあ。どうする？【考え込みつつ】ん~、どうしたらえんやろうなあ。つい言ってしまうんやろ？」

ケンタはうなずく。不安そうに身体をゆすっている。

ハルト「なんか気をつけていかんと。」

この会話の後、ハルトは「友達へのせっし方を工夫すれば良いんじゃないですか。」というアドバイスを書いた付箋紙をケンタに贈った。悩みを打ち明けたケンタは、取材者のインタビューに答えて、「秘密のことを初めて言うからどきどきした」、「[聞いてもらって]気持ちがすっきりした」、「あおりを止められるようになりたい」と語っています。横で聞いていたハルトは「ケンタくん優しいからなれる」と励まし、ケンタは「うれしい」と言って、受け取った付箋紙を真剣に見つめていました。 (児童名は仮名。第3巻より)



2021年に「ライフストーリーワーク」の手法を取り入れたことも含めて、NHKにも紹介されました。

ライフストーリーワークとは、社会的養護の子どもに、生い立ちや家族との関係を整理し、過去、現在、未来を繋ぎ、前向きに生きていけるよう支援する取り組みです。

本来、専門家が個別に行うワークですが、授業に取り入れています。西岡教授は、この放送を見て、授業を見に来られるようになり、先ほど紹介した本と一緒に作ってくださるきっかけになりました。



そして、今年の4月には、NHKクローズ現代で「校内トラブル激減感情リテラシーを育む授業」として、この時は、本校の国語の授業が紹介されました。掲げている図は、感情リテラシー研究の第一人者と言われている、法政大学教授渡辺弥生先生の「いろいろな気持ち」の図です。この場面で、子どもたちは、「友達から命令口調で言われると、嫌な気持ちになる」と答えていました。

NHKのディレクターは取材を通じて「自分の気持ちを言語化できない人が、闇バイトをしていると分かった。」と言っていました。それで、本校で行われている取組や国語の授業が問題解決につながると考えられたそうです。

## 感情リテラシーが育っていない？

教材の登場人物の気持ちを子どもが理解できていないという問題が指摘されています。これまで、それは読解力の問題として考えられていました。しかし、実は、感情の読み書き能力ともいえる「感情のリテラシー」が育っていないのではと危惧されています。

感情のリテラシーは、自分だけでなく他者の感情を適切に理解し、表現する能力のことです。自分の怒りや悲しみの気持ちをコントロールする力も含みます。教材から考え、議論するためには、まず登場人物の「気持ちを感じる」ことが必要です。

例えば、登場人物が無視されて〈「悲しい」「怒っている」〉と感じていることを理解するには、「悲しい」「怒っている」という気持ちのボキャブラリーが欠かせません。言葉をもつことによって、初めて、他者の気持ちを理解することができるわけです。そして、それについて自分は〈「かわいそう」「いたたまれない」〉気持ちになっていると気づくためには、自分の気持ちを「かわいそう」「いたたまれない」という言葉に置き換える力が求められます。

(法政大学教授 渡辺弥生:「道徳授業を成功させよう～知って役立つ発達心理学～」より)

8

渡辺教授は、感情のリテラシーは、自分の怒りや悲しみの気持ちをコントロールする力も含め。自分だけでなく他者の感情を適切に理解し、表現する能力のことと定義されています。そして、言葉をもつことによって、初めて、他者の気持ちを理解することができる。と言われています。

☆ では、次は、学校を子どもたちの「心の安全基地」と言っている、「心の安全基地」について説明します。この言葉、10年前には大阪市の文書に書かれているのですが、見覚えがあるという方おられますか？

### (3) 「心の安全基地」とはなにか

「大阪市 就学前教育カリキュラム 平成27年3月（版）」

p.18 「大人は子どもにとって安心できる存在（心の安全基地）となり…」の記載。

「大阪市 就学前教育カリキュラム 平成31年3月（版）」

p.7 「アタッチメント（愛着）理論」 p.18 「心の安全基地」の記載。

p.23 「0歳児カリキュラム 新生児～56日頃 知・徳・体の3観点の視点で、発達の目安、経験させたい主な活動、教育的意図を持った働きかけについて記載あり。」

安全基地（あんぜんきち、英: Secure Base）とは、アメリカ合衆国の心理学者であるメアリー・エインスワースが1982年に提唱した人間の愛着行動（アタッチメント行動）に関する概念である。

子どもは親との信頼関係によって育まれる『心の安全基地』の存在によって外の世界を探索でき、戻ってきたときには喜んで迎えられると確信することで帰還することができる。

現代においては子供に限らず成人においてもこの概念は適用されると考えられている[1]。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』 1. ^ 小此木啓吾他（編）『精神分析事典』岩崎学術出版社、2002年4月。ISBN 9784753302031。p.13

実は、大阪市就学前教育カリキュラム平成27年3月版（2015年）には、p.18に「大人は子どもにとって安心できる存在（心の安全基地）となり…」の記載があり、10年前から、子どもを取り巻くすべての大人に「安全基地」になることを求めていました。

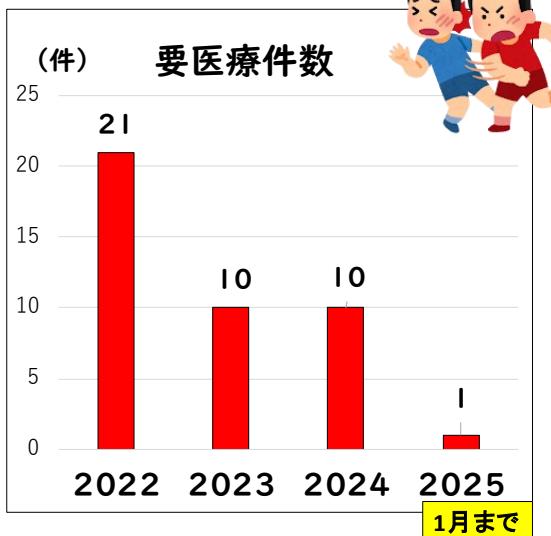
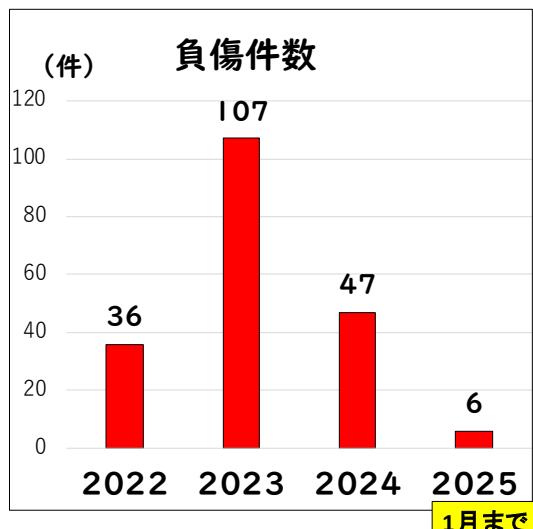
さらに、平成31年3月版には、アタッチメント理論の記載もあり、0歳児カリキュラムには、新生児～56日頃までに知・徳・体の3観点の視点で、「発達の目安」、「経験させたい主な活動」、「教育的意図を持った働きかけについて」の記載もあります。

メアリー・エインスワースは、ジョン・ボウルビィのアタッチメント（愛着）理論を基盤にして、子どもは親との信頼関係によって育まれる『心の安全基地』の存在によって外の世界を探索でき、戻ってきたときには喜んで迎えられると確信することで帰還することができる。という安全基地の概念を確立しました。この安全基地は必ずしも親である必要はなく、安心できる大人がなりえるとされています。

ということで、見慣れない「テーマ」設定でしたが、大阪市の教育の方向にしっかりと沿っているということをお示ししておきます。

## 2. 南市岡小学校の現状

### (1) 対人故意の負傷・要医療件数



次に2の南市岡小学校の現状です。学力については、この4年間で大きな変化は見られませんでした。大阪市平均の少し下ぐらいです。「いじめ」「不登校」の2点について変化を示します。

まず、いじめへの対応です。これを児童間の「対人故意の負傷・要医療件数」という客観的なデータで見てみました。

2022年度は、加害者が「故意ではない」と主張しても、被害者が「故意」を主張した場合は、状況を精査、あるいは、両者の保護者を呼んで食い違いを伝えるなど、学校体制として指導したので、故意と過失が明確化し、保健室で把握した、負傷数も増え、そのうち3分の2程度が医療に繋がりました。しかし、そもそも保健室で診るかどうかには、学級担任の恣意的な判断が少なからず影響していたので、負傷件数の全てはカウントされていなかったと考えられます。

2023年度は、「身体への加害行為は、まず、保健室で見る」を徹底したため負傷件数は3倍に増えましたが、激しい暴力が抑止されたので、要医療件数は半減しました。

2024年度は、暴力行為は、必ず学校に把握され指導されると子どもたちに浸透したので、負傷件数も半減しました。暴力的な行為に明らかな歯止めがかかっています。ただ、故意の暴力で相手が負傷した場合は、被害者の保護者に連絡して、必要無しとい言われない限りは医療へ繋いだので、自損事故であれば必ずしも医療に繋げないようなケガでも要医療件数10件になりました。

そして、今年度は、1月末まで負傷件数が6件、要医療件数が、1件です。7月に先につかまれた子どもがつかみ返したときに顔に爪が当たって少し、傷になったので、医療につないだという1件だけです。児童間でトラブルが起きても手を出すということは、特に高学年ではなくなりました。子どもたちに、暴力に訴えないという文化が根付いています。当然、暴力がなくなると暴言が目立つので指導しやすくなり、児童間の暴言も減りました。要するに子ども同士で相手を攻撃するということがへったので、当然、いじめはへりました。

## (2) 事故欠席率

今年度、事故欠席率の高い児童(令和8年1月末現在)

- |       |       |
|-------|-------|
| ① 2年生 | 9 1 % |
| ② 6年生 | 7 3 % |
| ③ 6年生 | 5 5 % |
| ④ 6年生 | 4 7 % |

全校児童 303人中、5割以上休んでいる児童は3人、休み  
が多最も多い児童も1割程度出席している。

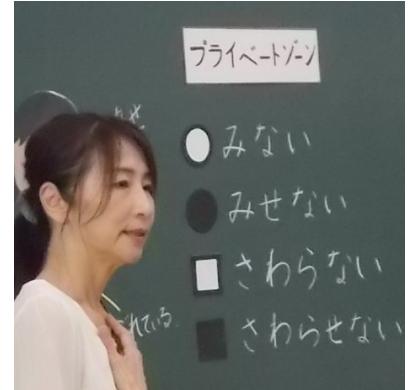
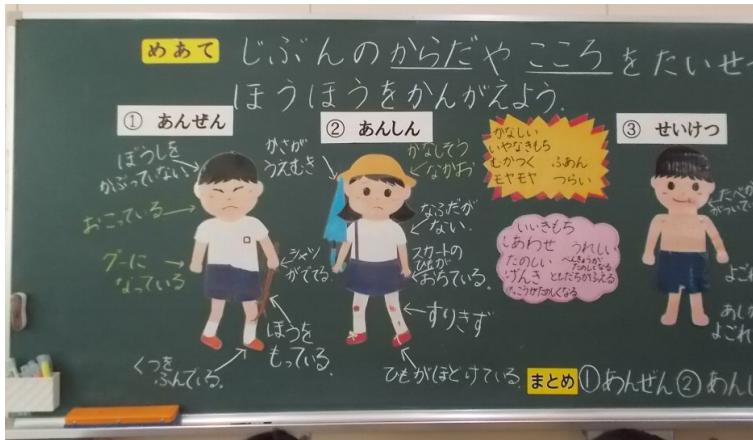
11

次に不登校についてです。

これは、不登校気味の児童が事故欠席で休んでいる率です。①の2年生は、入学時から不登校で、1年時から子ども相談センターと対応していますが、1割程度は出席しています。②の児童は、少し休みが増えてきていますが、③と④の児童は、休みが減ってきています。6年生にはもう一人、3年時から半部以上休んでいた児童がいましたが、今は、ほぼ、毎日来ています。4年間で不登校は減少傾向になっています。

### 3. 「『生きる』教育」

#### 【小1】 たいせつな こころと体 ~プライベートゾーン~



## 安全・安心・せいけつ

では、次に生きる教育の授業内容について説明します。

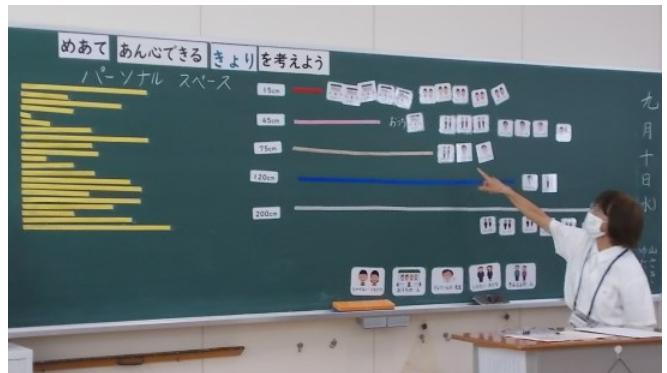
1年生は、たいせつな こころと体 ~プライベートゾーン~ です。黒板のとおり、まず、どこが、安全・安心ではないのかを見つけていきます。次に、清潔ではない状況へ、対処していく過程で、プライベートゾーンの約束を確認します。身体を清潔にするために、お風呂に入るというところで、衣服を取ろうとすると、子どもたちは、「キャー」と叫びます。そこで、**はすかしいという気持ちが大切なことを知らせます。**

そして、見ない、見せない、さわらない、さわらせない等、プライベートゾーンの約束を確認します。

## 【小2】人との距離感って？

### 「安心できる きより」

- 自分にとってのパーソナル・エリアを知る。
- 人によってパーソナル・エリアは違うが、一定のルールをみんなで考える。
- 相手によってパーソナル・エリアが違うことを話し合う。
- プライベートゾーンを守るための「安心できる きより」は？



友だちとおしゃべりするときは、これくらいの「きより」が話しやすいな・・・。

1年生で学んだプライベートゾーンを守る意味合いも含めて、2年生では自分と人との適切な距離を探ります。

まずは、4人組のグループになり、お互いにリボンを持ったまま、自分が話をしようとする友だちに近づいて行って、話しやすい距離になったときにそのリボンを切ります。

そして、自分の話しやすい距離をリボンの長さで可視化することによって、人によって安心できるパーソナル・スペースの違いに気づき、さらに平均的な距離感を示すことで

クラスの中での適切なパーソナル・スペースを提示し、近すぎず、遠すぎない距離感を学びます。

次に、エドワード・ホールのパーソナル・スペースの定義を参考にして、お医者さんとの距離や家族との距離、知っている大人・知らない大人との適切な距離を子どもたち同士で話し合い、学んでいきます。

### 【小3】子どもの権利条約を知ろう ①

子どもって  
なに？

大人になつたら  
なにができる？

1 生きる権利



3 守られる権利



2 育つ権利



4 参加する権利



## 40条と4つの柱

3年生は、子どもの権利条約を知ろうです。

「人は生まれながらにして、幸せに生きていく権利がある」世界人権宣言をもとに作り出された「子どもの権利条約」40条を学びます。なぜこのような条約が作られたのか、歴史的背景や世界の子どもたちの状況を知ることで、どのような権利が約束されているのか読み込んでいきます。

さらに、18さいまでを子どもと定義します。第一条から、18歳になつたらどんなことができるのか、想像し、大人になることと子どもの違いを考えていきます。

### 【小3】子どもの権利条約を知ろう ②



## あなたの権利ランキング！

そして、自分にとって大切に思う権利をランキングすることで、友だちとの価値観の違いを分かり合うことで、今の自分と向き合えるようにしています。左の写真は、一番大切とした権利を選んだ理由を発表しています。写真中央の女性は、港区の山口区長です。

### 【小3】子どもの権利条約を知ろう ③

## 第6条 生きる権利・育つ権利

これって、ある意味虐待ちやう?

第 20 条  
いは やくでく  
家や家族をなくした  
子どもについて

7

いろんな人やいろんな権利に守られて育ってきたんや。



たしか、プライバシーを守られる権利ってあったよね。

## 第32条

## 守られていない権利

- ・自分一人で なやまないこと。
  - ・親（保護者）、教師、身近にいる大人、友だちなど、誰かに相談すること。
  - ・友だちが悩んでいることを知ったら、誰か信頼できる大人の人に相談すること。

## 第19条

## 親から虐待されない権利

さらに、さまざまな事例から「子どもの権利が守られている」「守られていない」状況を話し合い、守られていないと分かった時に、だれか大人や友だちに相談することを教えます。

### 【小3】子どもの権利条約を知ろう ④

## 「子どもの権利」が守られているかたしかめよう！



最後に、自分の生活を振り返り、子どもの権利が守られていない状況がなかったか考えます。自分の悩みを「お悩み相談室」に相談しよう、という設定にすると、自分の悩みをポストに入れていきます。

そして、集まったみんなの悩みを参考にして、事例を作り、みんなで何の権利が守られていないのか話し合い、悩みを楽にするためのアドバイスをグループで考えて発表します。誰の悩みかわかりませんが、友達の悩みを真剣に解決しようとしている友達がたくさんいることが実感でき、安心できる教室になっていきます。

この体験が、いつかもっと大きな悩みにぶつかったときに、だれかに相談できるきっかけになるとも考えています。

## 【小4】 10歳のハローワーク ~LSWの視点から~ ①

# 「未来の自分」 「今の自分」



履歴書（りれきしょ）を書く



- 名前・小学校に入るまでの履歴
- 自分アピール
- ・実は、こんなことが得意です・・・
- ・実は、こんなことが得意です・・・
- ・実はわたし、こんなことで困っています。



# 履歴書・面接

4年生の10歳のハローワーク LSWの視点からです。まず、インターネットで適職診断をしたり、自分の興味から仕事を探したりして、「未来年表」を描きます。

そして、次に仕事に就くという設定から、自分を紹介するオリジナルの「履歴書」を書くことで10歳の今を整理していきます。自分の得意なことの紹介から、「悩んでいること」まで、自己と向き合うことを大切にし、「面接」という形で友だちと一対一で「今の自分」を伝え合います。そして、友だちの話を聞いた後に、その友だちへのホットメッセージを送りあい、やさしい時間を共有します。自己開示を強制するものではないので、言いたくないことは言わなくていいと確認して始めます。はじめは、当たり障りのない悩み事を相談していた子どもも、友達がまじめに悩みに答えてくれることに安心すると、またやりたいと言ってきます。そして、何回かやっていくと本当に悩んでいることを相談し、それに真剣に答える友達の姿が見れるようになります。子どもたちの心の距離がぐっと近づきます。

考えて、見てください。友達の本当の悩み事の解決策を真剣に考える子どもが、「弱いものいじめしたろかと思いますか？」先生から「弱いものいじめをしてはいけない」と100回言われるより、よほど、弱いものいじめをしなくなっています。

次の時間は、未来の自分を思い描いたときに、今の自分に足りない力を考え、その力を本当に身につけていくためにできることを自分の言葉で発表し

ていきます。その力をオークション形式で落札することで、身に着けたい力を真剣に考えることができます。

【小4】 10歳のハローワーク～LSWの視点から～②

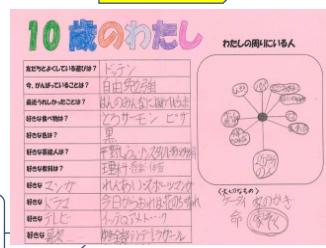
# 「過去の自分」

未来



わたしの  
未来予想図  
～未来から過去へ

現在



過去



最後に、10歳までの自分を振り返り、自分の心の中にある風景を整理していきます。集団でおこなうときには、自分が書ける範囲の思い出を人生ゲームのような形で表現します。もし、個人的に様々な思いを抱えた子どもがいたときには、個別でもう一つの振り返りを行っていきます。

画用紙で表現する児童もいれば、聞き取った過去を時系列に一緒に整理していくだけの児童もありますが、ワークシートを使う場合もあります。10歳の子どもたちが振り返った時に見えている「過去」という景色を、同じ目線にたって一緒に眺め、ともに悩みとともに考えることを大切にしたいと考えています。

そして、改めて、過去は変えることができないが、今を楽しくし、未来は変えることはできるという視点を一番大切にしたいと思っています。

| 10歳までのわたしをひきかえろう |                     |
|------------------|---------------------|
| 4年生              |                     |
| 4年生              | コロナの時じいとありました。      |
| 3年生              | おひねでまほやに年会のじめました。   |
| 2年生              | うわいんから落ちて病院に運ばれました。 |
| 1年生              | 入学式をした。スマートを初めて見た。  |
| 5さい              | 初めて友たちでバスケットでした。    |
| 4さい              | うわいんから落ちて病院に運ばれました。 |
| 3さい              | 年会を大盛にありました。        |
| 2さい              |                     |
| 1さい              | うさぎのぬいぐるみをなげてました。   |
| 0さい              |                     |

## 【小5】SNSについて考えよう ~アサーティブ・コミュニケーション~

### 「自分も相手も大切にする話し方について考える」



一方が「不満を持っている」ときの  
コミュニケーション

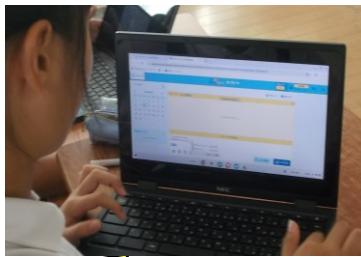
相手を尊重しながら  
自分の意見を誠実に伝える

対面で伝え合うことさえ難しいのに  
SNSの「文字」や「スタンプ」での会話が増えている  
親子間においても然り

5年生は、SNSについて考えよう ~アサーティブ・コミュニケーション~ で本校独自のプログラムです。

相手の思いを素直に受け止められなかったり、周りのことを考えすぎて自分の気持ちを伝えられなかったりすることが誰にでもあります。そこで、アサーション・トレーニングで相手を尊重しながらも、自分の思いを誠実に伝えるロールプレイを行います。

## 「グループチャットや非言語的コミュニケーションの使い方」



画面越しの  
見えない相手との  
「対話」



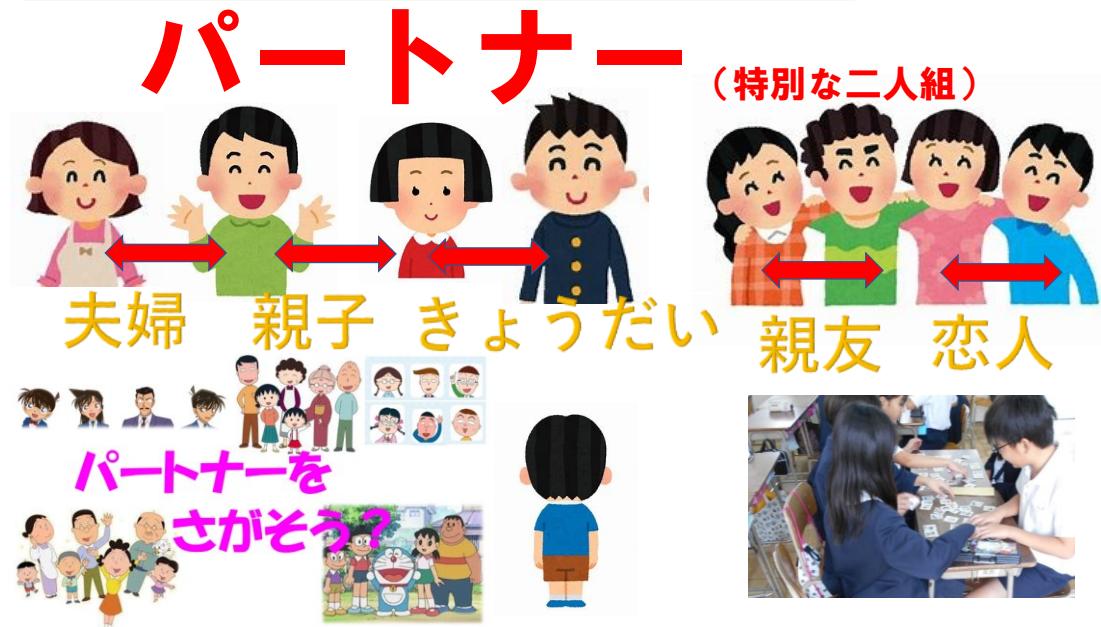
実際の事例検討



そして、学習用端末を使って、SNSでのグループチャットの良し悪しを感じるプログラムを新たに組み入れました。

今やSNSは、友人との遊びの中だけではなく、家族との日常の連絡にも使われます。親子間においても、何気ない言葉や表現で思っていることがうまく伝わらなかったりすることがあります。事例検討として、実際のニュース特集を視聴したり、文字の打ち間違いによってグループから退会せられたりしたことについて、話し合いました。

【小6】 デートDV 愛?支配? ~パートナーシップの視点から~



6年生は、アニメのキャラクターを手がかりに、「夫婦」「友達」「恋人」「人」「兄弟」など、特別なパートナーを見つけることができるようになります。

特別なパートナーとの「おでかけプラン」を班で作成することで、良い関係性に必要なことを見い出し、恋愛の素晴らしい点や危険な点を学んだうえで、支配的言動と対処法を見つけ、言語化します。良いパートナーシップを築ける自分になるために「今」できることを考え、話し合います。

ということで、今、しつゝ「恋愛」とか「恋人」とかいう言葉を使いましたが、正直、小学校でこの言葉を使っていいか悩みました。ただ、学習指導要領をみると、

第9節 体育 第2各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕 次の事項を身に着けることができるよう指導する。  
(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが替わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、「異性への関心」が芽生えること。とあります。

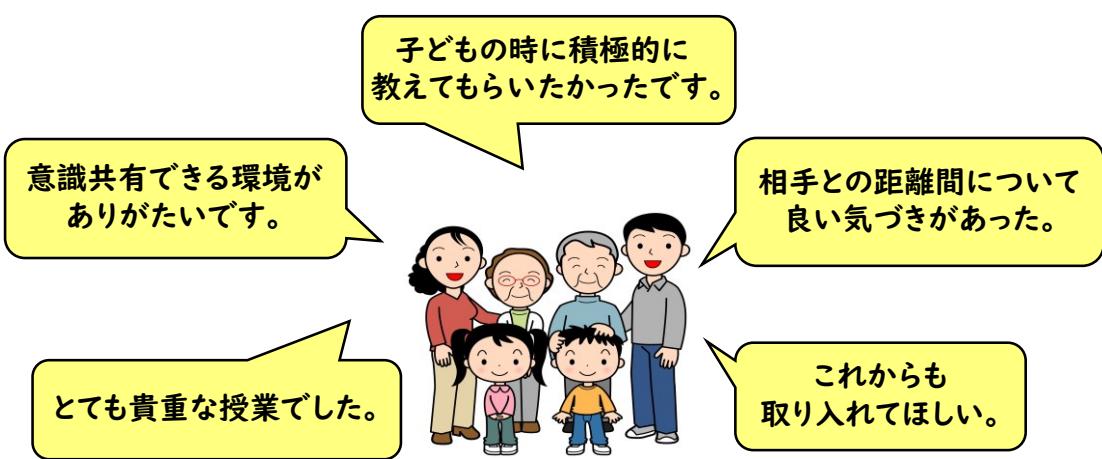
「異性への関心」が芽生える。とは、正しい日本語で言うと「恋心が芽生える」だと思いませんか。意義がないようなので次に進みます。

## 指導後の児童の感想



指導後の児童の感想では、●「プライベートゾーンの約束をみんなが守つたら楽しい学校になるね。」、●「友だちが嫌がっていないかを考える」、といった感想がありました。

## 指導後の保護者の方の感想



また、保護者の方からも、意識共有できる環境がありがたいです。というような感想をいただきました。

## 4. 「心を育てる国語・図書館教育」

### 南市岡小学校の研究テーマ

思いや考えを豊かに表現し、相互に理解を深め合う児童の育成  
～自ら考え、自ら学ぶための国語力と豊かに生きるための実践力を育てる指導～

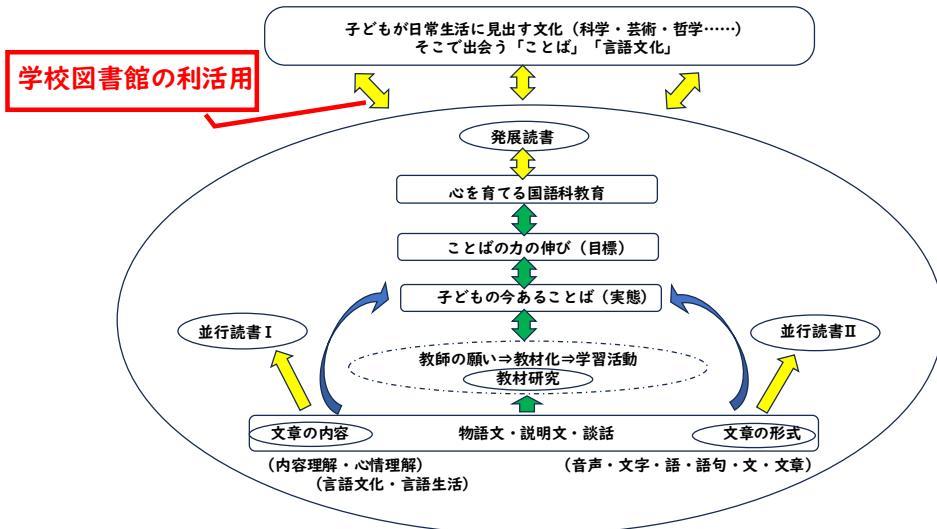
- (1) 「明るく前向きに他者と関わる力を育てる国語科読解指導の研究」
- (2) 「子どもの『個別最適な学び』と『協働的な学び』に役立つ  
学校図書館運営の実践」
- (3) 心と体を豊かに育む南市岡小学校版「生きる」教育

では、次に4の「心を育てる国語・図書館教育」に進みます。

本校では、「『生きる教育』には、国語科授業の充実が不可欠。」と考えています。ので、学校としての研究は、1が、国語科教育、そして、2がそれを支える図書館教育としています。ただ、「明るく前向きに他者と関わる力を育てる」国語としているので、子どもの望ましい学校生活を強く意識しています。そして、国語の授業では「ことばの良さをしみじみと感じ」ることが大事だと考えています。ですので、国語科教育の研究にとどまらず、広く子どもの「ことば学び」を追求しています

# 学校図書館でこの学びを

参考：【国語科授業スキーム】



提供：田村 泰宏 先生

では実際の授業でどうすればよいのでしょうか。

子どもに、やる気、調べる気、言いたい気持ちをもたせれば良いのです。そこに、学校図書館がもつポテンシャルを活かしています。

この図は、国語科の指導をしていただいている、田村泰宏先生の「国語科授業づくり概念図」です。

田村先生は、大きい円内が国語の授業の一単元で、その外側に、子どもや教師のことばの世界、実態が広がっており、ことばの良さをしみじみ感じる授業を展開しようとすれば、この外側に広がる、子どもや教師のことばの世界、まず、その実態をしっかり尊重しながら、授業を進めなければいけないと言われます。

そして、『ごんぎつね』の世界は、今に通じない。『一つの花』、戦争中の暮らしも、今は想像できない。今のことばの世界、とくに子どものことばの実態に、作品のことばの世界をつなぐ配慮が必要だと言われています。

『ごんぎつね』がしっかり読めた。何か同じようなテーマのお話ないかなあと思う。きつねに興味をもった子が、ほかにもきつねなどの動物が主人公のお話を読みたいと思うかもしれない。『ごんぎつね』を外につなぐ配慮も、子どもの学びを深めるためにたいせつであり、子どもの学びへの意欲に対して、そこまで配慮してこそ、生きたことば学びが保障されると言われています。

ですので、ことばの良さをしみじみ感じる機会を、単元の内にも外にも準備するために、学校図書館利活用を進めています。

## 一生使える「生きる力」を 図書館から

- ① 思いやる力
- ② 知識の力
- ③ 表現する力
- ④ 情報を収集する力



では、学校図書館利活用についてです。本校は、大阪市各区1校の主幹学校司書配置校で週4日学校図書を開館しています。主幹学校司書も「生きる教育」への寄与を意識し、子どもたちがこれから的人生を通じて使える「生きる力」を育むために、この4点を意識して取り組んでくれています。

## ①思いやる力

「物語」に触れる機会を増やす



①について、主幹学校司書による読み聞かせやブックトークがあります。貸出冊数は1回3冊までですが、必ず「物語」「おはなし」を含めることになっています。

ちなみに、一人当たりの貸出冊数は、大阪市目標の40冊を超え、3年連続90冊を越えています。

まず、「他人の境遇や気持ちを思いやる力」を育てるために「物語」に触れる機会を増やすよう努めています。

一例として、本校の貸出冊数は1回3冊までとなっていますが、この中に必ず「物語」「おはなし」を含めることになっています。また、本校では、1年生から6年生までの全クラスが毎週欠かさず図書の授業に来館し、主幹学校司書による読み聞かせやブックトークの時間を確保しています。

自分からは物語を選ばない子どもたちも、読み聞かせの時間には集中して物語に耳をかたむけています。物語の主人公の人生を追体験することは子どもたち自身の人生のシナリオを作り上げる一助になり、「生きる力」育成の基盤になっています。

## ②知識の力 蔵書充実と授業支援



②について、学習用の資料は本校の蔵書だけでは不足するので、大阪市立港図書館からの団体貸出を活用しています。

図書館に知識を得るための蔵書を充実させることはもちろんですが、知識を身につけるための授業を支援することも学校図書館の重要な役割です。子どもが学び方を学ぶことに通じると考えています。単元学習前の準備として関連資料を集めて教室に用意したり、図書の授業の折に単元学習に関連した知識絵本の読み聞かせをしたり、調べ学習用の資料を準備してレファレンスを行ったりといった授業支援を行っています。学習用の資料は本校の蔵書だけでは不足することも多く、大阪市立港図書館からの団体貸出に大変助けていただいているます。

### ③表現の力 「発表の場」としての図書館



③について、単元学習のまとめとして取り組んだ表現活動の成果を図書館で発表します。

生きていく上で、「自分を表現する力」も必要です。単元学習のまとめとして取り組んだ表現活動の成果を図書館で発表することもあります。（こちらは1年生「いろいろなふね」で行った「のりものしらべ」の発表の様子です）

### ③表現の力

#### 成果物の展示と児童・教員からのコメント



また、成果物を図書館に展示して、成果物を読んだ他学年の児童や先生方に感想コメントを書いてもらいます。

(こちらは4年生「ヤドカリとイソギンチャク」の後に作成した「生き物調べリーフレット」に先生1名児童2名からの感想を書いてもらったものです) 「自分の成果物を誰かが見て・聞いて・読んで感想を寄せてくれた」という体験を経た児童は、次回の表現活動への意欲が高まり、より他人にわかりやすい表現を心がけるという好循環が生まれています。

### ③表現の力

「気持ち」を表現する「ことば」の獲得



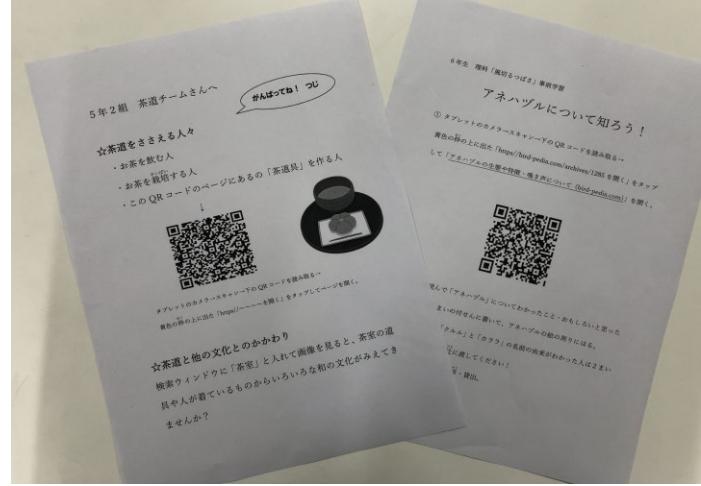
• a

そして、気持ちを表現することばを身につけるための本を蔵書に増やして国語の物語文の読解にも役立てています。

昨今は、自分の気持ちを言語化することが難しい児童が増えています。そこで、

、気持ちを表現することばを身につけるための本を蔵書に増やしているところです。国語の物語文の読解にも役立てていただいています。

## ④情報を収集する力 アナログ資料とデジタル資料の併用



④について、主幹学校司書が児童の使いやすい情報が書かれたデジタル資料のページのQRコード（二次元コード）を作成してくれています。

「情報を収集する力」をつけるために、学校図書館の本がどのように分類され配架されているのか・目次索引の使い方・百科事典の使い方といった説明も図書の授業時に行っています。1人1台のタブレットを使った調べ学習も増えてきましたが、検索ワードの選び方に苦労したり、インターネット上の資料が難しくて漢字も読めなかったり内容が理解できなかったりといった問題も生じています。

現在は司書が児童の使いやすい情報が書かれたデジタル資料のページのQRコード（二次元コード）を作成し、児童がそれをタブレットのカメラ機能で読み込むという形でデジタル情報提供を行っています。（こちらは、5年生「和の伝統を受けつぐ」の茶道について調べるためのサイトのQRコードです）本もインターネットも同じように使いこなせるよう情報収集スキルを高めていくことを目指しています。

## 5. 繊密な生活指導

### (1) 教員研修（生野南小学校の取り組み）

2011年度～



暴言・暴力・器物破損・授業離脱・教師への反抗



・新転任のベテラン教諭が自信喪失で一週間で退職

・5年生児童、追いかけると土下座の謝罪



次に、5の繊密な生活指導についてです。毎年、4月の春休み中に私が、このスライドを使って教員研修をしています。

話は、まず、2011年度の生野南小学校から始まり、激しい暴言暴力、器物破損、授業離脱、教師への反抗 があったこと。新転任の5年担任のベテラン教員が、1週間で辞めたこと。校区内の児童養護施設から通っている5年生が他児に暴力をふるい、学校2周分ほど逃げまわったあと、土下座して謝ったことなどから始まり。

## 学級崩壊から学校崩壊へ

規律違反・器物破損・窃盗・暴力行為が連続的・多発的に発生



制止しきれない  
指導しきれない



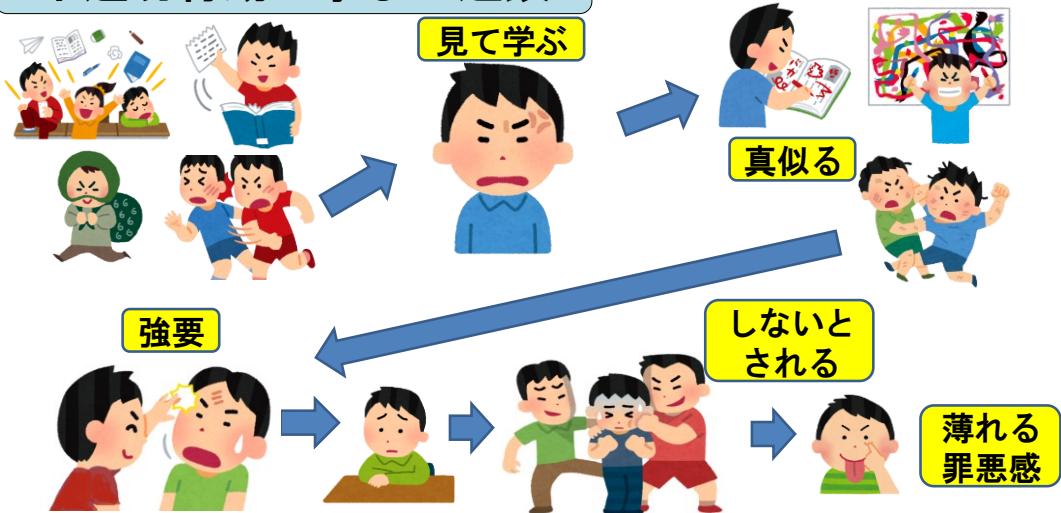
教員集団 > 児童集団



教員集団 < 児童集団

そして、児童の規律違反や窃盗、器物破損、暴力行為が連続的、多発的に起きる状態となり、指導しきれない状態になっていたこと。

## 不適切行動の学びの連鎖



心理学者バンデューラのボボ人形実験のような不適切な行為の学びが起き、それが連鎖し、不適切な行為の強要すらが、学びとなって連鎖していったこと。

## 学級内の権力ピラミッド



子どもたちは、自らの身を守るために子どもたちの力関係ピラミッドの中で、より上位にはい上がろうともがき苦しんでいたこと。

保護者もわが子が下位におかれないとために、「やられたらやり返せ」と子どもを叱咤激励せざるを得なくなっていたこと。

(力のある子どもに取り入って、子分のように振る舞いながら、力の弱い子に威張り散らしたり、暴力をふるうことによって自分の身を守ろうとする子どもも現れてきたこと。等、学校崩壊がおきつつあったこと等に進みます。)

## 教員が過度に疲弊⇒不十分・不適切な指導

強い子どもに迎合しその力を借りて指導する

弱い子どもにだけ厳しい指導で威厳を保とうとする

見て見ぬふりで弱い子どもに「泣き寝入り」を強いる

「喧嘩両成敗」と言って被害児童にまで謝罪させる

いじめ

弱い子をわざと切れさせて暴力をふるう

嘘の理由で弱い子に暴力をふるう

加害児童の保護者の協力が得られなくなる



そして、最後には教員までもがこの負のスパイラルに巻き込まれていき、このような行動をとってしまっていたことを話します。

- ・強い子どもに迎合、むしろ利用して教員が他の子どもを指導する。
  - ・強い子どもがやったことは見て見ぬふり。弱い子どもにだけ、厳しい指導をしてしまい、自分の威厳を保とうとする。
  - ・被害の訴えがあると加害の児童を指導しないといけないが、指導しきれないとわかっているので、つい、見て見ぬふりをして、弱い子どもたちに泣き寝入りを強いる。
  - ・悪口をいったからと言う理由で、弱い立場の子に激しく暴力をふるう子どもに対して、どちらも悪いからお互い謝りなさいという指導をしてしまう。
  - ・「喧嘩両成敗」という言葉で、著しくバランスを欠く指導をし、偽りの仲間づくりのために、個人の尊厳を犠牲にする。
  - ・強い子どもが、弱い子どもに執拗に嫌がらせをし、一言でも言い返したら激しく暴力を振るい「お互い謝る」に持ち込む。等です。
- 当然、保護者からの協力も得られなくなります。)

## 学校を安全・安心・愛情の場に

### 加害行為の抑止

#### 暴力行為の抑止

「泣き寝入り」をさせない⇒児童観察、いじめ事象の掘り起こし

「喧嘩両成敗」の排除⇒50対50の喧嘩はほぼ起きない

「お互いに謝る」ではなく「お互いに謝らない」の選択を可能に

加害者にのみに謝罪をさせる原則

自力救済不要⇒仕返し行動の抑止

#### 暴力類似行為の抑止

デコピンしようは決闘罪



かかってこいでも傷害罪

わざとで無くとも過失致傷罪・未必の故意

戦いっこ  
も決闘罪

そして、そこからの解決策として、学校体制として始めたこのようなことを説明します。

（それは、「泣き寝入り」と「喧嘩両成敗」を排除し、個々に的確な指導をしていくこと。

それは、被害の訴えがなくても、加害的な行為に介入して弱い立場の子どもを守ること。

また、執拗な嫌がらせに我慢しきれずやり返してしまった子どもには、被害児童の心情をくみ取り、「お互いに謝る」のみを求めず「お互い謝らない」の選択肢も示し、本来の被害者であった児童を責めずに守ること。そして、証拠に基づいた公正な判定により、加害児童（故意で原因を作った等、より責任の重い児童）のみに謝罪させることを原則にすること。

「デコピンしようは、決闘罪」「かかってこいでも傷害罪」「わざとじゃなくても過失致傷罪・未必の故意」ということを分りやすく教え、暴力類似行為を徹底して指導すること。）

## 加害行為等に積極的介入



### 暴力行為の制止

正当行為として有形力の行使⇒正当防衛、現行犯逮捕の法理

### 暴言行為の制止

見逃さない、聞き逃さない⇒その場で指導



権利侵害には、即時最適対応⇒被害児童の自力救済を不要に

### 「やられたらやり返す」の排除

仇討ち禁止令（1873年明治政府）⇒自力救済禁止の法理



そして、目の前で起きている暴力行為には、その場で積極的に介入すること。

（暴力を振るわれている被害児童を守るために、正当防衛や現行犯逮捕等の有形力を行使し、加害児童の腕をつかんででも被害児童を守らなければならぬこと。

これらは体罰には当たらず、正当行為であるということ。

また、「死ね」や「殺す」等の暴言も見逃さず、聞き逃さず、必ずその場で必ず指導すること。

被害児童が自力救済をせずとも安全・安心が確保されるようにすること。

などです。

そして、児童らにも、「やられたからやり返す」は法律違反だということ。

根拠は、「江戸時代に許されていた仇討ち（自力救済：権利を侵害された私人が、司法手続によらず実力をもって権利回復を果たすこと）が明治時代に禁止されていること。

を全児童に説明し、仕返し行動の禁止を徹底したことを説明しました。）

基本理念



一人一人の「子どもの権利」を  
徹底的に守る

① [いじめ防止対策推進法] 第2条

『いじめ』とは、…当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② [大阪市いじめ対策基本方針]

「『いじめ』を受けた子どもの救済と尊厳」を最優先する。

41

一人一人の「子どもの権利」を徹底的に守るため

〔いじめ防止対策推進法〕第2条「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と

〔大阪市いじめ対策基本方針〕の「いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する」

の2つを基本理念としたこと。

## 実践

## →正確な事実確認→公正な判定→指導

- ① **初動のスピード** いじめや問題行動が起こった場合、まず被害児童の救護（保健室→医療機関）と保護、周りへの拡散を防ぐ。
- ② **正確な実態把握** 聞き取りは個別で行い、被害児童を先にする。時系列や具体物など詳細を聞き取り、明らかになった事実を手だてに両者の被害度合いの認識にズレのない状態で指導する。
- ③ **望ましい行動を指導** 加害児童には、人格を否定するのではなく児童自身に自分の行いが与える影響を考えさせ、相手の立場に立たせることに重点を置き次の行動も自らが考えるように促す。
- ④ **チーム学校で対応** 時には、学級担任が時間をかけて聞き取りをしたり、急遽、家庭訪問に走ったりするときには手空きの教員で迅速に補欠や指導の体制を組む。

42

そして、次の4つを実践したこと。これらを説明して、本校の生活指導は、基本この方針でいくということを共通理解しました。

（①つ目は、初動のスピードです。まず、児童のSOSや問題行動などの情報がすぐに入ってくる教職員の連携を日頃からつくっておき、その上で、いじめや問題行動が起こった場合、まず被害児童の救護（身体に対する有形力がある場合は必ず養護教諭が見る。→自損行為では無いという基準で、必要なら医療機関へ。←後に被害児童の保護者に対して、受診不要とした判断の説明が必要なので。）と保護、周りへの拡散を防ぐことを最優先する。）

②つ目は、正確な実態把握です。聞き取りは個別で行い、被害児童を先にします。時系列や物理的なこと具体物の確保など、詳細を細かく聞き取り、明らかになった事実を手だてに両者の被害度合いの認識にズレのない状態で指導する。

③つめは、望ましい行動を指導です。加害児童には、人格を否定するのではなく、児童自身に自分の行いが周りにいる友だちに与える影響を考えさせ、相手の立場に立たせるということに重点を置きました。そして、自らの行為を振り返らせた後、「今からどうする？」と問い合わせ、取るべき次の行動も自らが考えるように促す。

④つ目は、をチーム学校で対応です。時には、学級担任が時間をかけて聞き取りをしたり、急遽、家庭訪問に走ったりするときには手空きの教員が迅速に補欠や指導の体制を組む。です。これらを説明して、本校の生活指導は、基本この方針でいくということを共通理解しました。）

## アタッチメント理論（愛着理論）

ジョン・ボウルビィが提唱した、乳幼児が養育者との間に築く情緒的な絆が、その後の人格、人間関係、心の安定の基礎になるという心理学理論。養育者が「安全の基地」として機能することで、子は安心して外の世界を探索し、情緒的健康を育む。幼少期の不適切な養育や虐待は「発達性トラウマ」を引き起こし、その治療において、アタッチメントの再構築は不可欠。

### アタッチメントのスタイル

出生直後から数年間、育てる人との関わりでタイプが決まり、**その後の対人関係の在り方に影響する**。養育者が離れた時の反応でタイプに違いが出る。

|             | 安定型                               | 回避型   | 無秩序・無方向型   | アンビバレント型                                  |
|-------------|-----------------------------------|---|--|---|
| 子どもの行動      | 泣き出したり、抵抗したりするが対象に近づけば落ち着く。       | 泣いたり、混乱したりせず、養育者と再会しても近づかず目をそらしたり避けようとする。             | 近づきつつ避けようとするため、不自然でぎこちない。突然竦んだり、うつろな表情を浮かべたりする。            | 強い不安や混乱を示す。養育者と再会すると、近づくが、起こって養育者を叩いたりする。 |
| よくある養育のスタイル | 養育者が子供の欲求や状態の変化に目を配りほどよい働きかけができる。 | 子供の働きかけに対し、微笑んだり抱きかかえたりすることが少なく、子供が苦痛を示すとかえって子供を遠ざける。 | 子供を脅えさせたりする行動など不適切な対応が続く。養育者自身が未解決な問題を抱えていて、精神的に不安定なことが多い。 | 子供が出すサインに気づきにくく、養育者自身の都合で対応が変わる。          |

さらに、養育者が「安全の基地」として機能することで、子は安心して外の世界を探索し、情緒的健康を育む。や、幼少期の不適切な養育や虐待は「発達性トラウマ」を引き起こし、その治療において、アタッチメントの再構築は不可欠。というアタッチメント理論についての考えを共有し、

## トラウマ理解に基づく指導

### トラウマ・インフォームド・エデュケーション

**暴力・暴言** → ①行為の振り返り ②今からどうするか考えさせる  
③被害者への謝罪（強制しない）

ただし、謝罪の意思がない場合は、被害者保護の観点から別室での学習になったり、被害者（保護者）が法的措置をとる可能性があることを伝える。

**器物破損** → ①可能な限り本人に原状復帰させる  
②保護者の協力を得てできれば弁償してもらう

**掃除等のさぼり** → ①悪意と決めつけない  
②忘れていたという前提にして、やり直せば責めない

「推定無罪の原則」（国際人権規約B規約14条2項）

①怒鳴らない ②身体に触らない ③話は短くする ④罰を与えない

経験的に効果があると考え、行ってきたこのような指導が、山梨県立大学教授 西澤哲（にしづわ・さとる）先生のご講演等から、トラウマ理解に基づいた指導と合致しているということを共通理解しました。

（暴力・暴言には、①行為の振り返り ②今からどうするか考えさせる  
③被害者への謝罪（強制しない）ただし、謝罪の意思がない場合は、被害者保護の観点から別室での学習になったり、被害者（保護者）が法的措置をとる可能性があることを伝える。

器物破損には、①可能な限り本人に原状復帰させる②保護者の協力を得てできれば弁償してもらう。

掃除等のさぼりには、「推定無罪の原則」（国際人権規約B規約14条2項）により、①悪意と決めつけない ②忘れていたという前提にして、やり直せば責めない。

①怒鳴らない ②身体に触らない ③話は短くする ④罰を与えない。の指導が、山梨県立大学教授 西澤哲（にしづわ・さとる）先生のご講演等から、トラウマ理解に基づいた指導と合致しているということを共通理解しました。）

## (2) 2022年度南市岡小学校の状況

朝、友達にちょっかいかけながら、悪口を言い合いながら登校

注意すると、友達やからいいねん。兄弟やからいいねん

校長が全校集会で暴力、悪口などの人に対する攻撃はもちろん。勝手に人の体にさわるのは友達、兄弟、家族、夫婦でもダメと話す。

あおられたから、殴った

注意すると、こいつがあおってきたから悪い、正当防衛や

人に暴力をふるう理由にならない。正当防衛にあたらないと指導。

廊下を走っていて他児にぶつかり、転倒させて負傷させる

注意すると、わざとじゃないから謝らない。こちらも痛かった。

わざとじゃなくても（交通事故同じで）責任があると指導。

45

次に2022年度の南市岡小学校の状況です。スライドのようなことが、よく見られました。

（朝、友達にちょっかいかけながら、悪口を言い合いながら登校する。あおられたからと言って人を殴る。廊下を走っていて他児にぶつかり、転倒・負傷させても謝らない。

などの状況が児童に見られましたが、私も全校集会等で、「勝手に人の体にさわるのは友達、兄弟、家族、夫婦でもダメ」というような話をするなどしました。）

からかい・冷やかし



言い合い



叩く、さわる



いじめの芽

重大ないじめ

→自分や相手の心や体を大切にする取り組み

生きる教育

また、当時の養護教諭も、日々の学校生活の中で、「自他の命や権利を大切にすること」については、子どもたちの間で、からかいや冷やかしがあつたり、人の体をたたく・勝手に触るなどを「遊んでいるだけ」、「いつものこと」と言ったりする児童もいて、それらは、「いじめ」の芽になると考えていました。そして、「『自分や相手の、心や体を大切にする取り組み』がもっと必要と感じていたので、身体への故意の加害行為があったときには、必ず保健室で診るという方針にも協力してくれました。

### (3)児童の意識変容



そして、「『生きる』教育」プログラムを学校全体で系統立てて取り組むことにも協力的だったので、相乗効果で児童の意識も徐々に変容してきました。

自分の気持ちを大切に考え、不安に思ったこと、嫌だったことを「相談していいんだ。」という思いが育ってきて、「叩かれた。」、「蹴られた。」など、相談する児童が増えてきて、誰もが安全・安心な学校生活を送れるようになってきました。

## ○ おわりに

社会の中の「いじめ」がDVや子ども虐待へ繋がってきた？

親も軽微な暴力、暴言が許容されてきた？⇒女性が不利に？

なぜ、学校は、軽微な暴力、暴言、いじめについて、子どもが被害を訴えにくくなつたのか？

「学校で起きたことは、学校の責任」という論理

教員に被害や加害をぼやかそうとする心理が働く？

- ・ 担任は被害加害でないと思いたい⇒保健室に繋げない
- ・ 保健室も担任の意向にそい⇒被害加害の追求を避ける

おわりにです。

最後に私は、この取り組みが、「いじめ」への対応、不登校への対応に効果をあげているだけではなく、子ども虐待への対応にも効果をあげていることに気づきました。

まず学校の中で、暴力行為を徹底してなくせば、「いじめ」のない世界で子どもたちが育ちます。その子たちが出て、人をいじめたり、まして、自分の子どもに暴力を振るったりしないと思います。学校の中のいじめが、社会のいじめに、繋がり、社会の中の「いじめ」がDVや子ども虐待へ繋がってきたのではないでしょうか？親も軽微な暴力、暴言が許容されてきた環境で育ってきたのではないでしょうか？その始まりや、循環に学校に責任があるのではないでしょうか？ではなぜ、子どもが被害を訴えにくくなつたのか？

それは、「学校で起きたことは、学校の責任」という論理があり、教員には、被害や加害をぼやかそうとする心理が働いてきたからではないでしょうか？

担任は、被害・加害でないと思いたいから保健室に繋げない。保健室も担任の意向にそい、被害加害を追求を避けてきたのではないでしょうか？

私は、「学校事故救済法制の現状と課題」というテーマで卒業論文を書きました。その論文の結論は、「日本の司法は、学校での事故に対して、被害者救済に重きを置きすぎたため、学校の責任を必要以上に加重してきた。」です。

ですから、学校で起きても 暴力行為は、それを起こした、子どもの責任で、子どもの責任は保護者の責任です。

- ・加害児童が十分に指導されない
- ・被害児童が救済されない

指導がなければ  
エスカレート

「人に暴力をふるって怪我をさせたら暴力をふるつた人の責任」子どもなら保護者と一緒に責任をとる。  
学校や先生の責任ではない。（全校集会）

医療に繋げば明らか 見える化と記録化  
学校安心ルールでも明らか

本校は気兼ねなく被害を訴え救済される安全・安心・愛情の学校になった。児童の表情が明るく柔軟になり、児童は論理的、積極的に発言・発表するようになった。

このことを曖昧にすると、加害児童に十分な指導ができませんし、被害児童が救済されません。おのずと、暴力はエスカレートします。

本校の生活指導は、暴力行為をすべて保健室に繋ぎ、担任以外の教員も入ることで、見える化と記録化を図り、その悪弊を断ち切りました。すると、子どもたちが、気兼ねなく、被害を訴え、救済される安全・安心の学校になりました。

だから、子どもたちの表情が明るく柔軟になり、子どもたちが、論理的に考え積極的に発言・発表するようになったのです。

①緻密な生活指導

②国語・  
図書館教育

③『生きる』教育

好循環

「いじめ」の無い学校

安全・安心・愛情を感じる

心を育て、言葉で伝える

心の豊かさをもたらす

人の尊厳を学ぶ

自分も人のも心と体を大切に

生野南・南市岡小学校での経験から

おそらくどの学校にも必要であり大きな恩恵をもたらす

50

今、このことが好循環になり後戻りしないようになっています。

つまり、緻密な生活指導で安全・安心が確保されたので、国語・図書館教育で自分の心の中を自由に発言できるようになり、「『生きる』教育」への理解が効果的に進み、いじめがなくなり、子どもたちは、落ち着いて自分たちで安全安心を作りだすようになったのです。

本校で育った子どもたちは、いじめをしなくなり、将来、きっと、自分の子どもを虐待したり、パートナーにDVをしたりすることは無いと思います。

## 保護者の意識変容⇒子ども虐待予防教育の視点

①「いじめ」の無い学校 → 子どもが虐待は家庭内の「いじめ」と気づく

②心を育て、言葉で伝える → 子どもが言葉で虐待被害を訴える

③人の尊厳を学ぶ → 子どもが暴力・暴言の不合理に気づき助けを求める (受援力)

学校・子ども相談Cの介入 ← 子ども虐待の表面化

強力な抑止効果 → 保護者の意識変容 → 子ども虐待減少

私は、このことが、「子ども虐待予防教育」となっていると考えています。学校で理不尽な暴力・暴言の被害、いじめがなくなれば、子どもたちは、保護者からの虐待が「いじめ」であり、不合理だと気づき、先生に虐待被害を訴えてくるようになります。

当然学校は、その都度、子ども相談センターと連携して対応しています。今年度は、3年生「子どもの権利条約」の授業で、「自分の生活の中で子どもの権利が守られていない場合について」を友達と考える中で、担任が過去の虐待を把握しました。

4年生「ライフストーリワーク」の授業でも友達との面談で悩みを打ち明けた時、虐待事案を担任が把握できるようにしています。当然、学校全体で対応できるようにしています。

その結果。年々、子ども虐待事案は減少し、今年度は、疑いが1件だけでしたが、子ども相談センターと保護者の面談につなぎました。

そこで、毎年、日本子ども虐待防止学会の学術集会に参加していますが、昨年度と今年度は、本校のメンバーと一緒に一般演題でこの取り組みを「子ども虐待予防教育」として発表しています。

今年、日本弁護士連合会子どもの権利委員会の森保道弁護士が、「子どもに対する暴力をなくし子どもの権利を保障する子どもの権利教育」のテーマでシンポジウム発表されていましたが、子どもに対する権利教育が大切だと話されていて、本校の発表を聞きに来てくれていました。



## 研究にご協力いただいた皆様（主な講演テーマ、著書など）

- 2014年度～ 大阪市立清水丘小学校校長 田村泰宏 氏  
「荒れる心に『ことば』の響きを」（「心を育てる国語科教育」より）
- 2016年度～ 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科特任教授 西澤 哲 氏  
「虐待を断ち切るために教育現場ができること」  
「トラウマ・アタッチメントを抱える子どもの未来」
- 2017年度～ 兵庫県立大学環境人間学部教授 竹内和雄 氏  
「デートDV・スマホに潜む危険について考える」
- 2018年度～ 和歌山信愛女子短期大学教授 西原 弘 氏  
「子ども虐待と愛着課題について」  
子ども家庭庁参与 辻 由起子 氏  
「性・生に関する大阪の課題と『『生きる』教育』について」  
大阪ライフストーリーワーク研究会代表 才村真理 氏  
「小学校現場におけるライフストーリーワークについて」  
立命館大学大学院教育臨床学教授 菱田 準子 氏  
「『生きる』教育」授業内容検討会・公開授業 講師・指導講評

最後に研究にご協力いただいた皆様をご紹介しておきます。年度は、初めて学校に来ていただいた年で、大名、講演会のテーマや著書名をあげています。

2019年度～ 田島童園施設長 下川隆士 氏

「『生きる』教育」授業内容検討会 講師

2020年度～ 国際医療福祉大学大学院教授 橋本和明 氏

「愛着課題と発達課題について」

京都大学大学院教育学研究科 教授 西岡加名恵 氏

「公教育における『『生きる』教育』の意義」(2025年9月本校)

～次期学習指導要領改訂に向けた議論での「学校の本質的な役割」を踏まえて～

「『生きる』教育」公開授業視察（9月10日）

中国教育科学研究院課程所

所長・研究員 郝志軍 Hao Zhijun

研究員 楊清 Yang Qing

副研究員 項純 Xiang Chun

助理研究員 哈斯朝勒 Ha Sichaoole

助理研究員 劉曉荷 Liu Xiaohe



「『生きる』教育」授業視察（11月6日）

ミルズ大学 【世界授業研究学会会長】

キャサリン・C・ルイス教授

ボウリンググリーン州立大学

ジョアンナ・C・ウィーバー准教授

同 ホリー・プランク准教授



京都大学の西岡教授の講演会テーマは、今年度のものです。そのしたは、海外から視察に来られた研究者です。

本日、「『生きる教育』で変わる未来」～学校を子どもたちの「心の安全基地」に～でお話させていただきましたが、

『生きる教育』は、大阪市では、どの学校でもやっている「生きる力を育む『性に関する指導』」に組み込めばすぐにできますし、学校を子どもたちの「心の安全基地」には、10年前から言われていることです。あと、国語・図書館教育の工夫と、生活指導で軽微な暴力も指導すれば、「いじめへの対応」「不登校への対応」「児童虐待等への対応」という安全・安心な教育の推進の3大課題に対応できるので、ぜひ参考にしいただけたらと思います。ご清聴ありがとうございました。